令和８年（フ）第１００号
愛知県豊橋市大脇町字大脇ノ谷１番地１　炭家エンジェルＡ
破産者　藤原　健次
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１６５号
大津市羽栗二丁目17番３号　ドミトリーＫＩＲＡＫＵ101号室
破産者　桐畑　真登
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第４００号
兵庫県加古川市加古川町備後178番地の１　鳩里団地４―406号
破産者　藤井　英子
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第９１号
兵庫県姫路市四郷町東阿保1237番地１　203
破産者　村端　麻未
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１８２号
兵庫県赤穂市有年原350番地
破産者　柳広告社こと　柳原　富夫
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１８８号
兵庫県高砂市米田町米田925番地の２　高砂アーバンコンフォート1120号、従前の住所兵庫県神崎郡神河町上小田491番地
破産者　岸口　英律
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２５２号
兵庫県姫路市勝原区朝日谷27番地16
破産者　山戸　一郎
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２６号
兵庫県揖保郡太子町蓮常寺64―１　アプローズＡ204、住民票上の住所大阪府大阪市住吉区庭井１丁目１番26号　サニーハイツ103号
破産者　田中　哲也
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第６１号
山口県宇部市若松町２番11―1302号、前住所山口県宇部市大字東須恵2065番地１　コルナーレ　Ｉ棟　202号
破産者　林田　満範
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第６７号
高知市新屋敷２丁目24番２―２号
破産者　岡　　理加
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０３号
高知県長岡郡大豊町葛原1331―１、住民票上の住所高知県南国市大埇甲1776番地の１
破産者　中村　　舞
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９５号
熊本市東区山ノ神１丁目８番14号
破産者　岩本　　薫
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２４７号
沖縄県那覇市壺川２丁目７―４　壺川ビル１階４号、開始決定時の住所奈良市秋篠新町241―18（住民票上の住所）石川県七尾市本府中町ヲ部33番地４（転入前住所）熊本市北区釜尾町12番地２　ベルメゾン大勢　211号室
破産者　鍛島　勇作
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３１号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1710番地１
破産者　梯　　優介
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

令和８年（フ）第９９号
宮崎市橘通東５丁目２番13号　ウィステリアコート301号、前住所宮崎市祇園１丁目76番地　アルカディア祇園305号
破産者　海老原裕一郎
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８４号
宮崎市北川内町乱橋3599番地１
破産者　飯井　幸秀
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８９号
宮崎県東諸県郡国富町大字木脇297番地１　大平ハイツ　104、前住所鹿児島県志布志市有明町山重10875番地３
破産者　吉井　友吾
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３号
沖縄県石垣市新栄町75番地17　ピースリーイン新栄町202号
破産者　小山内寿裕
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部